

2013 年最低賃金の改定について

2013 年度の最低賃金の改定額が決定されました。

全国平均で 15 円、関東圏では 11 円～21 円の大幅改定（下表参照）となります。

最低賃金の大幅引き上げは特に 2005 年頃から顕著（下図参照）であり、その目的はこの生活保護受給額との逆転現象の解消でありました。

報道では、所謂アベノミクス効果による景気の押し上げを待遇に反映させる政府方針を反映したとも伝えられており、今回の引き上げ額を定める一因にもなった様です。

今回の改正に伴い、北海道以外の 46 都府県で生活保護受給額との逆転現象が解消されております。

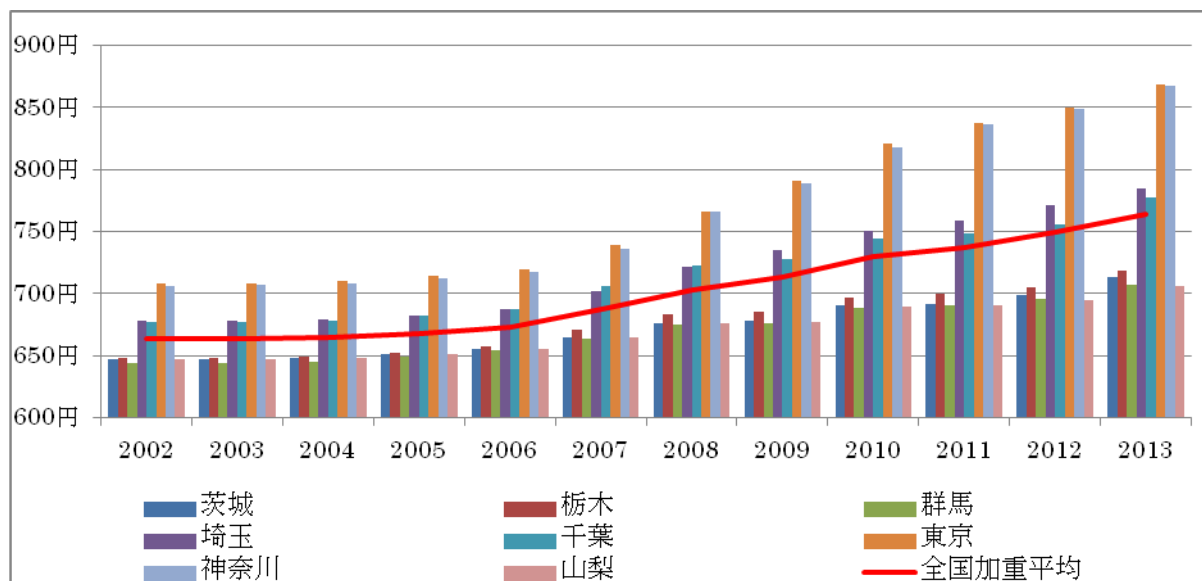
弊社といたしましては最低賃金の引き上げは人事施策に大きく影響を及ぼすものと捉えており、関係の方々にはいち早く情報提供をさせていただきたいと存じますので、引き続きご愛顧の程よろしくお願い申し上げます。

【表：関東圏の 2013 年最低賃金】

（単位：円）

都道府県名	改定前最低賃金	改定後最低賃金	引き上げ額
茨木	699	713	14
栃木	705	718	13
群馬	696	707	11
埼玉	771	785	14
千葉	756	777	21
東京	850	869	19
神奈川	849	868	19
山梨	695	706	11

【図：関東圏及び全国加重平均の最低賃金推移】



以上